

## 令和5年度 第1回 船橋市健康保育研究協議会(回答)

		インフルエンザ		新型コロナウイルス感染症		ヒトメタニューモウイルスを 登園届に追加	
		登園許可証明書	登園届	登園許可証明書	登園届	要	不要
1	小口会長		○		○	○	
2	篠本副会長		○		○	○	
3	本田委員		○		○	○	
4	森田委員		○		○	○	
5	松永委員		○		○	○	
6	吉田委員		○		○		どちらかといえば ○
7	松本委員		○		○	○	
8	米谷委員		○	○		○	
9	鈴木委員		○		○	○	
10	高橋委員		○		○	○	
11	大槁委員		○		○	○	
12	土井委員		○		○	○	
13	渡邊委員		○		○	○	
14	大島委員		○		○	○	
15	野崎委員		○		○	○	
16	大瀧委員		○		○	○	
合計		0	16	1	15	15	1

令和5年度 第1回 船橋市健康保育研究協議会

(1) インフルエンザについて

	登園許可書	登園届	意見
小口会長		○	<p>インフルエンザは罹患者数の非常に多い疾患であり、多くの場合で抗ウイルス薬の使用が行われ、重症化する例は幸い多くないのが現状です。流行のピーク時期は受診希望者数が診療可能な人数を超過することがしばしば生じ、問題なく回復したケースを診察する余裕はない状況となります。このような状況は、おそらく今後も継続して発生すると思われ、「経過が軽症ではない、回復が思わしくない場合には必ず受診すること」を徹底すれば順調に回復したケースに関しては登園届で支障ないと考えます。登園届の記載様式は(案)のものでよいかと思います。</p> <p>軽症でない場合には、医師の診察を再度受けて、指示を仰いでから登園届を書くことが重要だと思っておりますので、この点が保護者にうまく伝わる工夫が必要かと思います。</p> <p>軽症でない場合としては、①熱性けいれんを生じた場合、②経口摂取が十分でなく元気が十分でない場合、③咳嗽が強い、あるいは喘鳴や犬吠様咳嗽が目立つ場合、④発熱が5日以上持続する場合 などでしょうか。</p> <p>登園の目安の登園停止の数の再発熱の例(例4)ですが、A型の場合、自然経過として二峰性の発熱はよく経験しますが、4日目くらいが多いのではないのでしょうか。(タミフル使用で早期に解熱しても二峰性の発熱はほぼ同時期に出現するようには思いません。)図の例としては再発熱の時期をもう少し後にした方が、よりリアルかと思います。</p>
篠本副会長		○	<p>ここ数年で流行しているインフルエンザウイルス感染症の「重症度」「感染力」は、従来のものと差異が認められていません。インフルエンザウイルス感染症の自粛期間も明確で、その期間での対応で管理に問題がないため。</p>
本田委員		○	<p>現行の再来なしでスムーズにしているため。</p>
森田委員		○	<p>R4年11月8日付厚生労働省通知による。診断時に登園や出席の目安を医療機関にしっかりと伝えること。あるいは添付していただいた船橋市登園届(保護者記入)案を医療機関におわたしすることでも良いと思う。</p>
松永委員		○	<p>症状軽快されているのであれば、受診しても特にやることはない。流行期の医療機関ひっ迫の原因となるし、院内の感染のリスクとも成りえる。</p>
吉田委員		○	<p>※「診断のために検査を受けなければならないということではない」というコメントは助かります。臨床診断、周囲(家族や同じクラス、席のまわり)で流行しているかどうかも含めて判断していますので、医師の意向が伝わる形になっていて良いと思います。(裏面のインフルエンザ登園停止期間の数の数え方も含めて)私立保育園、幼稚園にも「ひな形」として配布することは可能でしょうか。</p>
松本委員		○	<p>柏市のインフルエンザ経過報告書が良いと思います。必ず受診した医療機関名と受診日の記載を入れた方が良いと考えます。理由については(4)に記載します。</p>
米谷委員		○	<p>A・B型インフルエンザは大きな変異をする可能性が少ないと考えます。よって、国の通知では登園許可証明書の提出を求めてられないことから今後は登園届でよいと考えます。また、「(案)船橋市登園届」については特に意見はありません。</p>
鈴木委員		○	<p>登園届において責任ある記載ができています。</p>
高橋委員		○	<p>他市の状況を見て判断しました。これからの件について書面会議があるという事は病院側からの意見でもあるという事です。私達園側はとにかく感染を最小限にしたいという気持ちから感染症対策には力を入れています。それでも保護者の協力がなければ感染を防ぐ事は出来ない。保育園が集団生活の場だという事を理解せず、ご自身のことしか考えられない方も多くなっています。柏市のインフルエンザ経過報告書はいいと思いました。</p>
大橋委員		○	<p>流行状況によっては医療機関のひっ迫となる可能性もあるので、今後も登園許可証明書の提出を求めず、登園届で良いと思います。登園の際は、保護者と保育園で発症日や療養期間を確認後、保育園で受け入れ「(案)船橋市登園届」の提出で良いと思います。</p>
土井委員		○	<p>登園の基準がガイドラインで定められているので、保護者からの聞き取りで登園可能な日は相互に確認ができるし、治癒の確認の為だけの再受診は必要ないと思う。</p>
渡邊委員		○	<p>発症日と解熱した日を記入するようになっているので、登園届を見ながら、保護者と療養期間の確認を行い、受け入れることができると考えます。また、裏面には、解熱した日によって登園可能な日数が異なることが表になって書かれているので、保護者、保育園職員の双方にとってもわかりやすいと思いました。</p>
大島委員		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養期間が決まっており、登園の目安を参考に保護者が登園の可否を判断しやすい。</li> <li>療養期間終了後、証明書の発行だけのために受診することは保護者と子どもの負担であるとする。また、小児科の混雑軽減のためにも登園届でよいとする。</li> <li>「(案)登園届」について、発症の経過や解熱日が記載でき保護者と確認しながら登園再開を判断できるためよいと思う。</li> <li>小児科の先生にお願い事項として、登園再開の目安を、念のため受診時に保護者に伝えていただきたい。</li> </ul>
野崎委員		○	<p>国からの通知では登園許可証明書の提出を求めていること、また、医療機関のひっ迫となる可能性が予測されることから、保護者記入の登園届が良いと思います。</p> <p>※「(案)船橋市登園届」については、意見なし 裏面の『インフルエンザの登園停止期間の数え方』は、登園届を受理する際に登園可能であるか、わかりやすい表になっていて良いと思います。</p>
大瀧委員		○	<p>厚生省の通知に従い、医師が記入する登園証明書の提出ではなく、登園届の提出で良いと考える。</p>

## 令和5年度 第1回 船橋市健康保育研究協議会

### (2) 新型コロナウイルス感染症について

	登園許可書	登園届	意見
小口会長		○	新型コロナウイルス感染症は、幸い小児では軽症例が大多数であり、基本的にインフルエンザと同様な対応でよいと考えます。この場合も軽症とは言えないケースに関しては、「医師の意見を聞いてから登園届を出すこと」の重要性をうまく伝える必要があると思います。登園届の記載様式は(案)のものでよいかと思ひます。軽症とは言えないケースの例はインフルエンザと同じでよいかと思ひます。
篠本副会長		○	現在の新型コロナウイルス感染症の「重症度」は、インフルエンザ感染症と同等です。そのため登園届で良いと考えます。「感染力」に対しても同様な考え方です。自粛期間も明確になり管理が可能内です。状況によって変更も必要ですが、現在は登園届を指示します。
本田委員		○	現行の再来なしでスムーズにしているため。
森田委員		○	R4年11月8日付厚生労働省通知による。診断時に登園や出席の目安を医療機関にしっかりと伝えること。あるいは添付していただいた船橋市登園届(保護者記入)案を医療機関におわたしすることでも良いと思う。
松永委員		○	(1)と同様。
吉田委員		○	新型コロナウイルスも2回目、3回目という感染症の方が増え、発熱なく咳嗽、鼻汁、下痢や倦怠感いずれかのみ症状の方が増えています。発熱がないと検査をされない方が多いので新型コロナウイルスに感染しているのに「かぜ症状」だけだからといって(不顕性感染)登園されている方を拝見します。流行期には保護者の方々への注意喚起を市や園からして頂けると助かります。
松本委員		○	柏市の新型コロナウイルス感染症経過報告書が良いと思ひます。必ず受診した医療機関名と受診日の記載を入れた方が良いと考えます。理由については(4)に記載します。
米谷委員	○		新型コロナウイルス感染症は、今後新たな変異株の出現になり、感染後、重篤な症状を生じる可能性があること、感染後後遺症の問題もあるため引き続き慎重な感染予防を行った方がよいと思ひます。従って、引き続き登園許可証明書が必要と考えます。
鈴木委員		○	現在の状況から考えて、療養期間終了後にまた受診することの意味がそれほどまでにはないと思われるため。また、新たな感染症の株が出て登園許可証明書が必要となった時に臨時的な対応をとることにもよいと考える。
高橋委員		○	柏市の新型コロナウイルス感染症経過報告書はいいと思ひました。本当は許可書が必要かと思ひますが、他市の状況を見る限りでは柏市のものに近いものを参考にしたいです。
大橋委員		○	流行状況によっては医療機関のひっ迫となる可能性もあるので、今後も登園許可証明書の提出を求めず、登園届で良いと思ひます。登園の際は、保護者と保育園で発症日や療養期間を確認し保育園で受け入れ「(案)船橋市登園届」の提出で良いと思ひます。
土井委員		○	登園の基準がガイドラインで定められているので、保護者からの聞き取りで登園可能な日は相互に確認ができるし、治癒の確認の為だけの再受診は必要ないと思ひます。
渡邊委員		○	インフルエンザと同様に、療養期間が決まっているため登園届でよいと思ひます。また、今回、新型コロナウイルス感染症の欄に「発症した日」と「症状が軽快した日」が加わったことで、療養期間の確認、把握ができると思ひます。
大島委員		○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザと同様に療養期間が決まっており、登園の目安を参考に保護者が登園の可否を判断しやすい。</li> <li>・療養期間終了後、証明書の発行だけのために受診することは保護者と子どもの負担であるとする。また、小児科の混雑軽減のためにも登園届でよいと考える。</li> <li>・「(案)登園届」について、発症の経過や解熱日が記載でき保護者と確認しながら登園再開を判断できるためよいと思ひます。</li> <li>・小児科の先生にお願い事項として、登園再開の目安を、念のため受診時に保護者に伝えていただきたい。</li> </ul>
野崎委員		○	登園許可証明書をいただくための受診となると、流行期に医療機関のひっ迫となる可能性が予測されることから、保護者記入の登園届が良いと思ひます。 発症してから5日経過後は感染性のウイルスの排出量が大きく減少するということから、案のように登園届を使用して保護者と保育園とで登園可能であるか日数や症状を確認することが良いと思ひます。 ※「(案)船橋市登園届」については、意見なし
大瀧委員		○	新型コロナウイルスが5類に分類されたことを踏まえ、インフルエンザと同様の扱いで良いと考える。

令和5年度 第1回 船橋市健康保育研究協議会

(3)ヒトメタニューモウイルス感染症について

	登園届に追加	登園届不要	意見
小口会長	○		hMPV感染は、実は大昔から合ったが、迅速検査キットが普及したことにより診断例が増えているものと思われれます。基本的には臨床像はRSVと同様なので、保育園における感染症としての扱いも同様でよいと考えます。 登園の目安も同様でよいと思います。 RSVも、hMPVの治療は対症療法であることから、その子どもの集団では複数確認されている状況であるなら臨床的に判断すればよいと考えられます。敢えて、検査を医療機関に求める必要がないことは各園に対して徹底していただければと思います。(各医療機関において検査施行に関する考え方は異なっていると思われる、さらに、検査キットの料金は医療機関の持ち出しで行われていることが多いのが実際のところです。) (コロナは今後も多少の波はあるものの、発生が続く可能性が高いと思われ、そのような状況下で乳幼児の発熱+咳嗽例を初期に臨床的にコロナ、RSV,hMPV、その他の呼吸器感染症に鑑別することは不可能であることから、以前よりも迅速検査が多く行われるようになっていくのかもしれない。)
篠本副会長	○		ヒトメタニューモウイルス感染症の「重症度」「感染力」は注意が必要であり、集団生活の中には管理が必要だと考えます。低年齢において感染が確認されており、RSウイルス感染症と同等の扱いが良い。
本田委員	○		登園のめやすのところに「解熱し、呼吸症状が改善し、全身状態が良いこと」とした方がよいと思います。
森田委員	○		RSウイルス感染症と同等の疾患と考えることが妥当と思います。
松永委員	○		診断を受けたのであれば、感染症拡大の予防のため、しっかり管理した方がよいと考えます。
吉田委員		どちらかといえば ○	RSVもヒトメタニューモウイルスも全員に迅速抗原検査を行うわけではありません。(保険で算定もできません)開業医では、臨床症状や流行状況で判断することが多いです。登園の目安は「RSVに準ずる」で良いと思います。登園届に追加する場合は、ヒトメタニューモウイルスという病名(ウイルス名)を認識して頂くことも大切ですが、咳、喘鳴、呼吸苦などの重症度が乳児(初感染者)と幼児(既感染者)では異なることを伝えた方がよいと思います。乳児ではRSV同様、入院する方が多いです。
松本委員	○		乳幼児にとってはRSウイルスやインフルエンザと同様に重症化リスクが高い感染症であり、集団における感染予防対策が必要だから。
米谷委員	○		上記の感染症は、RSウイルス感染症に類似しており乳幼児では重症化する場合もあるので、増加傾向にあるのであれば登園届に追加した方がよいと考えます。又、「(案)船橋市登園届」については特に意見はありません。
鈴木委員	○		集団生活に入るもののマナーとして、「感染症」に対する考え方は、統一しておいた方がよいと考える。
高橋委員	○		診断を受けているケースが増加していると思う。登園の目安などは説明していますが、市の登園届に追加してあれば保護者も知ることができるし、職員も対応しやすくなると思います。
大橋委員	○		現在、ヒトメタニューモウイルス感染症と診断される児が多く、感染が広がりやすいので、登園届に追加した方がよいと思います。登園届は「(案)船橋市登園届」でよいと思います。
土井委員	○		サーベイランスの項目でも調査をしているものなので、現在もRSの所にチェックをもらい登園届をもらっているの、項目を追加したほうがよいと思う。
渡邊委員	○		ヒトメタニューモウイルス感染症と診断されるケースも増えてきています。登園届に追加されることで、登園の目安を伝えることができ、再登園の際にも、保護者の方と体調の確認がしやすくなります。
大島委員	○		・RSウイルス同様、登園の目安が園と保護者で判断が難しい。またRSウイルス同様感染力が強く、低月齢乳児が感染すると重症化することがあるため登園届をもって登園再開とすることがよいと考える。 ・現在RSウイルスと同等の扱いとして対応しているが、登園届の必要な疾患に入っていないため保護者より「登園届が必要とは記載がないが必要なのか」と質問がある。
野崎委員	○		診断を受けるケースが増えているため、追加が良いと思います。
大瀧委員	○		登園の基準が明確となっている方がよい。

令和5年度 第1回 船橋市健康保育研究協議会

(4) 自由記載

	意見
小口会長	登園証明書の記載を必要とする疾患に関して、今後、登園届に移行することを検討する疾患として、A群溶連菌感染症を挙げたいと思います。 コロナのパンデミック以降、これまでの子どもを中心として流行する感染症の秩序が全くなくなっています。次に何が流行するかはこれまでの季節性などから判断することが難しい状況です。かなりの患者数となる大規模な流行がこれからも起きることを覚悟する必要があります。船橋市の小児医療のマンパワーはどんどん低下しています。少しでも医療機関の負担を減らす方が求められます。
篠本副会長	今季はインフルエンザ感染症の流行も早く、新型コロナウイルス感染症の同時流行も懸念されております。意見が揃いましたら、上記の変更に関して早急の対応をお願いします。 特定の感染症にかかった場合には、施設内での感染拡大を防ぐために長は、園児生徒の登園停止を指示する必要があり、登園許可証明書や登園届が必要となります。そこで、今までの特定の疾患の「重症度」「感染力」を、今回の回答基準といたしました。 登園許可証明書(案)で賛成です。登園届は、インフルエンザウイルスと新型コロナウイルス感染症が含まれるので、当初の症状だけの評価に期日の指定も加え、医療機関への早期の診断と登園再開条件の説明を受ける様な指導を促す記載に変更を検討ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(受診日)令和 年 月 日、(医療機関名)_____において診断され、症状が回復し集団生活に支障がない状態と判断しましたので登園します。</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">(受診日)令和 年 月 日、(医療機関名)_____において下記が診断されました。 規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので登園します。</div>
本田委員	RSウイルスについても、ヒトメタと同様に”めやす”のところに「解熱し、呼吸症状が改善して、全身状態が良いこと」とする。
森田委員	千葉県の市ごとに決めているようですが、県レベルで同じ様式とする方がよいと思います。
松永委員	
吉田委員	
松本委員	(案)に示されたように、登園許可証明書からインフルエンザとコロナを削除し、登園届(保護者記入)の中に追加することに反対です。 なぜなら、従来、登園許可証明書に挙げられている感染症は、インフルエンザとコロナを含め学校保健安全法18条における第一～第三種感染症であるからです。インフルエンザとコロナを登園届に入れてしまうと、そもそも登園許可証明書と登園届を分ける根拠が揺らぎ、混乱の元になる恐れがあります。 感染症回復期の元気な患者が証明書取得のためだけに受診することは、患者と医療機関双方にとってメリットがありません。書類を書くことは医療機関にとって負担ですし、患者は文書代を支払わなくてはなりません。そこで、登園許可証明書と登園届とに挙げられている感染症にヒトメタニューモウイルスを含めた全ての感染症について、登園届とすれば良いのではないかと考えます。ただし、どの感染症においても必ず受診した医療機関が登園して良いとした日を記載することになると良いと思います。そうすることで、園側も症状のある子どもの保護者に対し、医療機関を受診して登園可能かどうか判断してもらうよう伝えやすくなるのではないのでしょうか？インフルエンザとコロナについては、当面の間、(1)(2)に記した通り、個別の書式とすることも一案と考えます。
米谷委員	乳幼児において、感染症の予防は重要な事項なので、状況にあわせた見直しが随時必要と思います。
鈴木委員	
高橋委員	登園届にするのであれば、裏面も使ってこと細かく記入してほしい。(柏市の経過報告書のようなもの)。発熱してもなかなか受診して下さる方がいないのも事実でこちらからきちんと説明しないと受診せずクラス内で感染が増えることも。確かに病気が治ってから病院に証明書だけもらうのは保護者にとっても大変で病院側も忙しいとは思いますが。きちんと完治して登園してくれたり感染症を保護者が理解することで園の感染症対策にもなっていくと思う。病院で受診し、感染する病名だったらそれらの病気について書いてある冊子等(保育担当課が作成して)渡すなど。ここ最近、ごまかしてしまう方も多いのです。家でヒトメタニューモだったとしても言わなかったり。その辺わかっていただけると助かります。
大橋委員	特にありません。
土井委員	特になし
渡邊委員	特にありません。
大島委員	
野崎委員	特になし
大瀧委員	